

○京都市住宅審議会条例

平成9年3月13日

条例第41号

京都市住宅審議会条例

(設置)

第1条 住宅の供給，市営住宅の管理その他の住宅に関する重要事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するため，京都市住宅審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は，委員10名以内をもって組織する。

2 委員は，学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか，審議会に関し必要な事項は，市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は，平成9年4月1日から施行する。

○京都市住宅審議会条例施行規則

平成9年3月31日

規則第146号

京都市住宅審議会条例施行規則

(会長及び副会長)

第1条 京都市住宅審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第2条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第122号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。